

# UBC情報

発行： 2017年6月1日  
No. 204

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

源泉所得税の納期特例を受けている場合、1月～6月分の源泉税の納期限は7月10日（月）です。また社会保険関係では、算定基礎届の提出、労働保険年度更新申告書の提出も同じく7月10日が期限となります。早めの準備を心がけましょう。

### トピックス

## 役員に対する定期同額給与の見直し等



### ◆損金算入が制限される役員に対する給与

役員に対する給与を損金算入するためには、定期同額給与（1ヵ月以下の一定期間毎で、事業年度中の支給額が同額）や、事前確定届出給与（所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で届出が必要）などに該当する必要があります。

税法上の役員とは、取締役などの会社法等で規定された役員だけではなく、①使用人以外で地位、職務等からみて、他の役員と同様に経営に従事している（取締役になっていない会長や顧問など）、②同族会社の使用人で一定の持株割合を満たし、経営に従事している、のいずれかに該当する方は「みなし役員」となり、役員と同様の扱いになります。

### ◆手取り額が同額の場合も定期同額給与に該当

多くの中小企業は定期同額給与を支給していますが、支給額を改定する場合は通常、決算後に開催する定時株主総会により改定する必要があります。事業年度中途に利益調整目的や一時的な資金繰りなどで改定した場合には、損金不算入となる金額が生じることになりますが、経営状況が著しく悪化したなど一定の事由に該当する場合は、事業年度中の改定も損金算入が認められます。

なお、29年度税制改正において、所得税や住民税、社会保険料等を控除した金額が同額である定期給与も定期同額給与とみなされることになりました。これにより、例えば、社会保険料の引上げで手取り額が減少する場合でも、支給額を増やして保険料引上げ前と同額の手取り額にすることができます。

29年4月1日以後に支給に係る決議（決議が行われない場合、その支給）をする給与に適用されます。

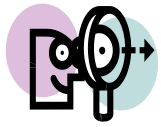
### トピックス

## ランサムウェア等の感染にご注意を



世界各国でランサムウェア（身代金要求型ウイルス）の感染が拡大し、被害が発生しています。ランサムウェアとは、感染したパソコンのファイルを暗号化し、暗号解除と引き換えに金銭を要求する不正プログラムです。

感染を防ぐためにも、\*不審なメールの添付ファイルやURLを開かない、\*Windows等のソフトウェアをアップデートする、\*ウイルス対策ソフトを更新する、\*ファイルのバックアップを定期的に行う、などが必要です。



## 来年から適用される配偶者控除等の見直し

29年度税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、30年分以後の所得税について適用されます。

### ◆現行の配偶者控除・配偶者特別控除は

配偶者控除は現行、納税者と生計を一にしており、年間の合計所得金額が38万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）である等の要件を満たす配偶者がいる場合に、納税者は38万円（配偶者が70歳以上の場合は48万円）の所得控除が受けられます。

また、配偶者の合計所得金額が38万円を超える場合でも76万円未満（給与収入141万円未満）であれば配偶者特別控除を適用でき、配偶者の所得金額に応じた控除額（38万円～3万円）が受けられます。ただし、納税者の所得金額が1千万円超（給与収入1220万円超）の場合、配偶者特別控除の適用はできません。

### ◆配偶者の給与収入201万円まで控除対象に

改正により、配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額は38万円超123万円以下（給与収入201万円以下）となり、85万円以下（給与収入150万円以下）は控除額38万円の対象となります。

ただし、納税者本人に所得制限が設けられ、所得金額が900万円（給与収入1120万円）を超える場合は控除額が逡減し、1千万円（給与収入1220万円）を超えた場合、配偶者控除等は適用できません。

例えば、配偶者の所得金額が85万円以下の場合に、納税者の所得金額が900万円以下であれば控除額は38万円となりますが、900万円超950万円以下は26万円、950万円超1千万円以下は13万円が控除額となります。

## ☆教育資金贈与非課税措置の領収書提出方法が拡大

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、祖父母等（受贈者の直系尊属）が孫等（30歳未満）に教育資金を一括贈与する場合、1500万円（塾などの学校等以外に支払う費用は500万円）まで贈与税を非課税とする制度

で、利用するには取扱金融機関で専用口座を開設し、教育資金として支出したことを証明する領収書等を金融機関に提出する必要があります。



29年度改正により、金融機関への領収書等の提出は、書面に代えてデータ（PDFファイル等）で送信する方法も可能になり、今年6月以後に提出する領収書等から適用されます（ただし、金融機関によって対応していない場合もあります）。

### 編集後記

3月決算法人の申告月の5月はあっという間に過ぎ過ぎて、繁忙期も一段落つきました。外は日に日に気温があがっていますが、体調管理を万全に、業務に取り組んでいきたいと思います。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所  
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10  
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753  
MAIL: info@ubc-net.com  
URL: <http://www.ubc-net.com>

# UBC社福 情報

No. 204

発行：2017年  
6月 1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所

〒755-0036  
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753  
Mail:info@ubc-net.com  
URL:http://ubc-net.com



## トピックス

### 厚労省、社福の新たな指導監査要綱発出 ～専門家による社福への支援を反映～

◆社会福祉法の全面施行を受け、社福への監査の周期など、指導監査の効率化・重点化を進める内容を盛り込んだ新たな社会福祉法人指導監査実施要綱が4月27日に厚労省より示されました。

一定の周期で行われる一般監査については、原則3年に1回とし、会計監査人の支援を受けている場合や税理士などの専門家から内部統制向上の支援を受けている場合などはその周期を延長できるとしています。

また税理士や公認会計士などの専門家によって法人運営の適正性が確保されていることを条件に、所轄庁は指導監査の際の監査事項を省略できることとし、財務や会計の専門家の支援を活用し、効率的にガバナンス強化を図っていくことが盛り込まれています。

通知の後半では、一般監査を実施する際の対象となる監査事項や監査事項が根拠法令に適合しているかを判断するチェックポイント、着眼点などを解説した指導監査ガイドラインが示されています。

(厚労省HP／厚生政策情報センターHP)

#### 監査周期の延長に関する内容

- 会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合  
⇒5年に1回
- 会計監査人を設置せず、法人と公認会計士・監査法人との契約によって行われる会計監査人監査に準ずる監査が実施され会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合⇒5年に1回
- 税理士や公認会計士などの専門家による事務処理体制や内部統制向上の支援を受けた場合  
⇒4年に1回

## 10月時点の待機児童増加 ～0～2歳児に集中～



◆昨年10月時点で認可保育所などに入れなかった待機児童は、前年に比べて約2,400人増加し、全国で47,738人に上ることが、厚労省が3月31日に公表した調査結果で明らかになりました。

地域別に見ると、これまでと同様に都市部に偏っている傾向がありますが、昨年と比べると待機児童のいる地域に変化は見られず、北海道や東北、中部地方以外全ての地域で増加しています。また、年齢別に見ると9割以上が0～2歳児に集中し、より低い年齢層に保育のニーズがあることが伺えます。

調査は例年4月と10月に行われ、10月の調査は年度途中であることや4月に比べて保育の受け皿拡大が少ないことから待機児童数が増える傾向にあり、およそ倍になっています。

認可保育所の入所を希望しているのに、認可外施設に入所している児童など、待機児童に集計されない、いわゆる「隠れ待機児童」が問題視されており、厚労省では2018年度の集計から待機児童の定義を見直す方針で、今後の調査では待機児童数の増加が予想され、その解消に向けた取組も一層求められそうです。

(参考：厚労省HP／毎日新聞ウェブ)

## 社福の厳しい経営明らかに ～福祉医療機構、経営分析結果公表～



◆(独)福祉医療機構は4月4日、社福に関する経営動向調査の結果を公表しました。前回に比べてサービス活動収益が低下している他、資金繰りも悪化しており、いずれの項目でも経営の厳しさが伺えます。

調査は特養を運営する社福385法人(有効回答率96.7%)からの回答をもとに経営状況の分析を行い、各質問結果はプラス評価の割合からマイナス評価の割合を差し引いたD1値で示されています。

社福全体版は表の通りですが、法人の規模別に見ると小規模法人ほど経営状況が厳しく、また、地域別では東北や東海の法人に比較的プラス意見が多く、それ以外の地域ではマイナス意見が目立っています。

(参考：(独)福祉医療機構HP／CBニュース)

社会福祉法人全体の調査結果				
(単位：% 第1選択肢回答割合から第3選択肢回答割合を差し引いたD1値)	16年11月		17年3月	
	最近	先行	最近	先行
業況(1良い/2さほど良くない/3悪い)	0	▲11	▲6	▲15
サービス活動収益 (1増加/2横ばい/3減少)	▲12	▲24	▲21	▲26
サービス活動増減差額(1増加/2横ばい/3減少)	▲17	▲34	▲28	▲34
サービス活動増減差額(1黒字/2均衡/3赤字)	25	7	21	4
資金繰り (1容易/2さほど厳しくない/3厳しい)	▲1	▲15	▲6	▲20
従業員数(1過剰/2適正/3不足)	▲64	▲78	▲65	▲78

